

教育民生常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和2年9月11日（金）午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館 6階601会議室
- 3 事 件
議案第99号 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）
議案第100号 三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）
議案第101号 三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
議案第126号 動産の買入れの契約について
所管事務調査 新型コロナウイルス感染症感染予防対策等について
学校における新型コロナウイルス感染症対策等について
- 4 出席委員 鈴木深由希，黒木靖治，宍戸 稔，弓掛 元，藤井憲一郎，新田真一，徳岡真紀，増田誠宏
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
【子育て支援部】松長子育て支援部長，畑中子育て支援課長，林保育係長
【福祉保健部】牧原福祉保健部長，影山社会福祉課長，富野井健康推進課長，小原社会福祉係長，塚本健康企画係長，坂井健康推進係長
【教育委員会】甲斐教育次長，赤木教育委員会事務局付課長，藤本教育指導係長
【経営企画部】東山情報政策課長，宮本 I C T活用推進係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○鈴木委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は8名であります。定足数に足りておりますので、委員会は成立しております。

なお、暑いと思われましたら、上着を取られて結構です。

今定例会から、委員会の審査等について中継が行われます。先日の議会運営委員会で確認されました常任委員会ケーブルテレビ中継に関する確認事項に沿って、委員会運営を行います。説明員は着座のままで説明、答弁いたしますこと、事前にお知らせしておきます。委員の皆様、円滑な進行に御協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策として、経過時間を見計らって、室内の換気のために休憩を挟みたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

本日の日程及び審査の方法につきまして、タブレットの教育民生常任委員会の令和2年9月定例会のフォルダーにございます審査順及び所管事務調査次第のとおり行いたいと思います。初めに議

案の審査を行い、その後、所管事務調査を2件行う予定です。所管事務調査は、新型コロナウイルス感染症感染予防対策等についてと、学校における新型コロナウイルス感染症対策等についてです。

以上の日程で進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ないようですので、この日程で進めさせていただきます。

それでは、審査順にありますように、子育て支援部に係る議案2件、福祉保健部に係る議案1件及び教育委員会に係る議案1件について、提案理由の説明を受け、質疑をお願いいたします。その後、議案の採決、委員長報告について御協議いただきたいと思いますが、皆さんのほうから何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

では、審査に入ります。

議案第99号、三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)を審査します。

提案理由の説明をお願いします。

なお、中継の都合上、説明及び答弁は着座のままお願いします。

松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 それでは、議案第99号、三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について御説明いたします。

説明資料を配付しておりますので、そちらのほうを御覧ください。

まず、改正理由でございますが、今回の改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、関係条例である三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものです。

本基準条例は、平成27年度の子ども・子育て支援新制度開始に当たり、国の基準を踏まえて制定されたものでございます。家庭的保育事業等が市の認可事業として新たに位置づけられたため、認可事業としての家庭的保育事業等の満たすべき設備及び運営に関する基準を定めたものでございます。

改正の主な内容に入ります前に、一部改正に関する用語について少し御説明いたします。

3の用語の説明を御覧ください。まず、家庭的保育事業者等でございますが、これは、家庭的保育事業者、小規模保育事業者、事業所内保育事業者、居宅訪問型保育事業者の4つの事業者のことをいい、ゼロ歳から2歳までの保育を提供しております。三次市で実施している事業は、事業所内保育事業2件、小規模保育事業1件の計3件で、家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業の実施はございません。次に、連携施設ですが、家庭的保育事業者等と連携する保育所、幼稚園または認定こども園のことをいい、その主な役割は、保育の提供中における家庭的保育事業者等への助言や保育内容に関する支援、家庭的保育事業者等への代替保育の提供、満3歳到達による保育終了後の児

童の受入れとなっております。

では、主な改正内容について御説明いたします。

まず、ナンバー 1、第 6 条の一部改正です。本条例では、保育所等との連携について、第 6 条に規定しており、家庭的保育事業者等は、連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園といった連携施設を適切に確保しなければならないとされております。第 6 条第 4 項の改正は、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保に関する改正です。家庭的保育事業者等による児童満 3 歳到達による保育終了に際して、保育所などを優先的に利用できるよう市が措置を講じているなど、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものです。

本市の 3 歳以上の入所状況としましては、待機児童は発生しておらず、保育所等へ入所できていることから、市として優先できるようななどの措置は講じておらず、この条項には該当いたしません。現在、事業所内保育事業所は連携施設を確保できておりませんが、昨年度、国の基準が改正されたことにより、連携施設を確保しないことができる経過措置期間が令和 6 年度まで期間延長となっているところでございます。

続いて、ナンバー 2 の第 37 条の改正でございます。これは、居宅訪問型保育事業において、保護者の疾病や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対し、保育の実施が可能であることを明確化するものでございます。

以上が主な改正内容となります。

なお、施行日は公布の日からといたします。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 第 6 条 4 項にて、連携施設は不要とあります。三次市の家庭的保育事業者 3 園のうち、2 か所で連携施設が確保できてないとのことですが、連携施設とは、保育内容への支援、代替保育の提供、卒業後の受け皿の提供など、役割を担うということなので、この条例に関わらず連携施設を設定する必要があるのではないかと思います、お考えをお伺いしたいと思います。

もう一点、改正案 37 条 4 項の居宅訪問型保育事業の項目にて、保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合、保護者の疾病、疲労その他身体上、精神上もしくは環境上の理由により、家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応との記載がありますが、このような乳幼児が本市においてもいらっしゃると思いますが、この場合、どのように対応されているのかお伺いします。2 点お願いします。

○鈴木委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 まず、1 点目の連携施設の確保というところでございますけれども、実際に今、事業所内保育事業所につきましては、それぞれの施設に保育士、専門職のほうがおられます。したがって、それらの保育士、専門職において、きちんと保育のほうを実施していただいているところでございます。仮に、保育内容等で相談すべきことがあるかと思っておりますけれども、そうい

ったときにつきましては、もちろん市のほうで支援のほうをさせていただけるということで、対応させていただきます。

それから、第2点目の、三次市において、そういった居宅訪問型に適用になるような児童がいないかというところでございますけれども、まず、自宅でない、保育所に通うことができない児童ということにおきましては、例えば障害があるとか、あるいは医療ケア児であるとか、そういったことが考えられるかと思えます。障害があるお子さんにつきましては、例えば児童発達支援センターのほうでも毎日療育をしておられます。また、ほかの福祉サービス、障害福祉サービスのほうの利用も可能でございます。全く他の施設に通うことができないというお子さんも中にはいらっしゃると思えますけれども、そういったお子さんについては、自宅で障害福祉サービスを受けておられるというような状況でございます。

○鈴木委員長 増田委員。

○増田委員 連携施設については分かりました。

もう一点の居宅訪問型保育事業についてなんですが、ほかの福祉サービスで対応されているということももちろん承知しました。それとプラスしまして、先日、保育について、年々多様化する就労形態や保育ニーズに対応し、保育の質のさらなる向上に取り組むとの答弁を頂きましたが、令和2年度までの三次市男女共同参画基本計画の中に夜間保育の実施等、多様な子育て支援に取り組むとの記載もありますが、改めて、居宅訪問型保育事業について取り組むお考えがあるのかお伺いします。

○鈴木委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 まず、居宅訪問型保育事業につきまして、そういった対象のお子さんがいらっしゃるのかというところでございますけれども、現在のところ、その御希望、御要望のほうは伺っておりません。

それから、この事業を実施するということになれば、これに対応していただく事業者のほうが必要となりますけれども、現在のところ、これが可能であるという事業者についても把握していないところでございます。もし、また保護者の方からそういった御要望が実際に出てくることがあれば、そのときにきちっと検討させていただきたいと思えます。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

徳岡委員。

○徳岡委員 先日、全員協議会のほうで御説明いただいたんですけども、家庭的保育事業者の受け皿は今のところ整っているということだったんですけども、主にどの保育施設が、2歳まで終了した後、受け皿になっているのかお聞かせいただきたいと思えます。

○鈴木委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 まず、小規模保育事業所、専法寺保育園につきましては、連携施設は愛光保育所となっております。それから、事業所内保育事業所につきましては、卒園後は、事業所内保育所に預けられているお子さんというのは様々な地域からいらっしゃっておりますので、それぞれの希望される地域のほうへ入所されているというようなことであります。

○鈴木委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 引き続き、卒園後の受け皿の提供に関して情報提供等を行って、それが滞ることのないように取り組んでいただけたらと、これは要望です。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

宍戸委員。

○宍戸委員 そもそも国において、この条例を変えにやいけんことになった背景ですよね。そこら辺を説明していただいたほうが分かりやすいので、お願いしたいなと思います。

○鈴木委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始されて、この家庭的保育事業というのが公費の支給の対象になるということになりました。それで、そのときに、やはり連携施設を確保しないといけないということがこのときから決まっていますが、実際に平成30年の4月1日現在で、家庭的保育事業者等のうち、連携施設の要件を満たした、その事業者というのは約46%ということで、30年度最初にまだ6割の家庭的保育事業者が連携施設を確保できていないという状況がございました。そのため、国において、平成30年の地方からの提案等に関する対応方針ということで、連携施設を確保しないことができる経過措置を延長するとか、あるいは、連携施設の要件を緩和するという方向が出されております。それに伴いまして、令和元年度、平成31年度にこういった改正が行われまして、三次市におきましても、昨年度の令和元年度の段階で連携施設の要件の緩和、それから経過措置期間5年間を10年間に延長ということ、昨年度の議会で御議決いただいたかと思っております。今年度、また同様の施設的な緩和について、また同様の緩和ということで、このたびの国の基準が改正されたものです。それに伴いまして、市の条例を改正するというようなことになりました。

○鈴木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 ですから、連携施設を本来は持たないにやいけんという、ちゃんとした規則があったのを、緩和、緩和で来よるということで、その緩和ということ、それをせにやいけん事情というのは、どういったことでしょうか。ですから、緩和することが保護者にとって有利なこと、ということで受け取るんですけども、あんまり、じゃから、国において厳格な規則だったために、こういうのが一部改正として法の中で出てきたということで理解してよろしいですか。

○鈴木委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 最初に、連携施設を持たないといけないということが定められておりまして、この連携施設を持つという要件を満たさなければ、どうなるかという、公的な財政支援がここで打ち切られるということになります。ただ、実際には、家庭的保育事業者等が3歳未満児を受け入れているということで、大きな役割を果たしておりますので、財政的な支援がなくなれば、家庭的保育事業者等が撤退するということになりかねないというところで、これは緩和されてきているということになるかと思っております。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ないようでしたら、以上で議案第99号の審査を終わります。

次に、議案第100号、三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）を審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。

松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 では、続いて、議案第100号の三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について御説明いたします。

こちらについても説明資料を配付しておりますので、そちらを御覧ください。

今回の改正理由は、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことと、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、関係条例である三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものでございます。

本基準条例も、平成27年度の子ども・子育て支援新制度開始に当たり、国の定める基準を踏まえて制定されたものでございます。子ども・子育て支援新制度においては、市の確認を受けた保育所等施設を公的な財政支援の対象としておりまして、市の確認を受けるための満たすべき運営に関する基準を定めているのが本基準条例でございます。

主な改正に入る前に、一部改正に係る用語について少し御説明します。

3の用語の説明を御覧ください。特定地域型保育事業者ですが、これは、まず地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の総称となっております。公的な財政支援である地域型保育給付費の支給に係る事業を行うものとして、市が確認した地域型保育事業者のことを特定地域型保育事業者といたします。三次市の特定地域型保育事業は、事業所内保育事業5件、小規模保育事業1件となっております。連携施設の考え方については、先ほどの議案第99号の連携施設と同様でございます。

では、主な改正内容について御説明します。

ナンバー1の第2条の改正は、地域型保育事業を行うものに対する確認について、事業所が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とする内容に子ども・子育て支援法が改正されたことによる条項ずれです。これによりまして、三次市の子供が市外にある地域型保育事業を広域利用する際に、三次市による確認が不要となります。

ナンバー2の第42条の改正は、先ほどの議案第99号における第6条の改正と同じ内容のもので、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設について、特定地域型保育事業者による児童満3歳到達による保育終了に際して、保育所などを優先的に利用できるよう市が措置を講じているなど、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

なお、施行日は公布の日からといたします。よろしく御審査いただきますようお願いいたします

す。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 地域型保育事業を行うものに対する確認についての、確認という言葉が何回か出ますが、この確認というのは、何を確認するのか御説明いただきたいと思います。

もう一点、三次市外の保育施設の利用についてという話がありましたが、現在、三次市においてそういうことがあるのか、また、そういう需要、可能性があるのかについてお伺いします。

○鈴木委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 確認ということでございますけれども、子ども・子育て支援新制度におきましては、家庭的保育事業者等が公的な財政支援を受けるためには、市による認可と確認が必要となります。議案第100号のこの基準条例につきましては、施設、事業が公費の支給対象としての基準を満たしているかの確認の最低基準を定めたものでございますので、この条例に書いてありますような運営の基準、主に運営の基準を書いていると思っておりますが、これが確認すべき事項ということになります。

○鈴木委員長 畑中子育て支援課長。

○畑中子育て支援課長 2番目の御質問の、三次市外でそういうふうな可能性があるのかという御質問だったと思っておりますけれども、現在、広域入所とかということが、いろいろ申出とかありますけれども、それは認可保育所、認定こども園等であり、地域型保育事業等ではありません。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

宍戸委員。

○宍戸委員 大変申し訳ないですけども、議案99号と100号というのは同一の内容じゃないですか、改正。結局、これ、分けてあるという、分かれるところはどこなんですか。ですから、今出されとる100号が地域型保育事業、99号が家庭的保育事業、この家庭と地域、そこを分けて、同質の改正内容というのはどういうことなのかということですよ。一緒にしてもいいんじゃないかなという、1つのことでやってもおかしくないのかなと思ったりするんですけども、国のたてりなので、これはしょうがない、そこまでの説明は求めませんが、そこら辺がちょっとよく分からないので、説明を願えますか。

○鈴木委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 まず、議案第99号のほうでございますけれども、家庭的保育事業者等の基準条例でございますが、これは認可の基準を定めたものでございます。まず、保育・教育施設に係る認可というのは、県が行う場合と市が行う場合があります。県が行う場合は幼稚園であるとか認定こども園等、それから市が行う場合は、家庭的保育事業者等も含めして、保育所もありますけれども、市が認可を行う場合の必要な最低基準を定めたものが、この家庭的保育事業者等の第99号のほうの基準条例です。

内容的に2つの条例が同じようなものに見えますけれども、認可のほうの基準条例としましては、例えば家庭的保育事業所における職員の持つべき資格とか人数であるとか、施設的な必要な面

積であるとか、給食の提供体制であるとかというものを、施設のところを定めたものでございます。それから、もう一方の第100号のほう、確認の基準のほうでございますけれども、こちらは、今度は、事業が公費の対象として基準を満たしているか確認という、その最低基準を満たしているかというところでございます。内容的に、例えば保育を提供するに当たっての基準ということになります。したがって、子供への適切な処遇がされているとか、連携施設、子供、心身の状態の把握とか、そういった保育を提供するに当たっての運営の基準等が書かれております。したがって、内容的に同様に見えるところもありますけれども、やはり書いてある基準は異なっているというものです。

○鈴木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 ですから、99号は、今部長が説明された施設的なもの、今の職員の人数とか施設の面積とか、そういうもので、あと、100号は運営的なものということ、それが分かれにやいけん理由は、ここで問うてもしょうがないでしょうけれども、なかなか分かりにくいので、説明を求めました。よろしいです。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ないようでしたら、議案第100号の審査を終わります。

子育て支援部の皆さん、ありがとうございました。

説明員が入れ替わります。

(執行部入替え)

○鈴木委員長 それでは、次に、議案第101号、三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。

なお、中継の都合上、説明及び答弁は着座のままお願いいたします。

牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 それでは、議案第101号、三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)につきまして御説明を申し上げます。

本案は、三次市福祉保健センターの管理及び運営について、利用者の利便性及び住民のサービスの質の向上を図ることを目的として、三次市福祉保健センターを指定管理施設とするため、関係条例である三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正しようとするものです。

御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。

藤井委員。

○藤井委員 福祉保健センターを指定管理にされることによるメリット、あと、想定されている指定管理者、そういったところ、分かれば、お知らせいただきたいと思います。

○鈴木委員長 影山社会福祉課長。

○影山社会福祉課長 指定管理を行うことによるメリットでございます。大きく分けて2点あるか

と思います。まず1点目は、三次市福祉保健センターの設置目的であります、全ての市民が健康で心豊かに安心して生活できる地域社会の実現のため、各種福祉保健サービスを総合的に提供し、市民組織等の共有による福祉保健活動を推進する、そういったことを実現するために、福祉保健センターを地域福祉の拠点として位置づけ、活用していきたいというふうに考えてございます。

もう一点でございますけども、第4次行財政改革推進計画に掲げます、最適な担い手や地方による行政サービスの提供の観点から、指定管理施設へ変更することによりまして、今申し上げました地域福祉活動の拠点施設として利活用できるように、民間の経営感覚、ノウハウによって、管理運営の向上が図られるというふうに想定をしております。

想定する管理者でございますけども、現段階での個別名称は差し控えさせていただこうと思います。10月下旬に選考委員会が開催されまして、事業計画等の審査の上で候補者を選定されますので、その後、議会に提出のほうを頂くことになります。そういった意味で、今回におきましては、差し控えさせていただければと思います。

○鈴木委員長 藤井委員。

○藤井委員 今現在の利用状況も、僕らも伺わせていただきますと、福祉関係の様々な団体やらも入っておられますし、そこで開かれる講演なども伺わせていただいております。今言われたように、民間感覚でこれから運営していこうというお話になると、ちょっと今までとニュアンス的なものが変わってくるのかなという思いもありまして、しっかりと選定をさせていただいて、有効的に活用していただくことはやぶさかではないんですけど、その辺の今後の選定の仕方、そういったものをしっかりやっていただきたい、これは要望をお願いします。

○鈴木委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 今の関係なんですけども、民間感覚でされるということで、例えば利用率を上げるとか、どういったことを想定されておるのかを聞きたいのと、財政といいますか、コスト的に考えて、これになった場合はどの程度下がるとか上がるとかお考えなのか、ちょっとお知らせください。

○鈴木委員長 牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 指定管理を行うことによりまして、現在、直営で行っておりますけども、市の職員を現在配置しております。そういったところの配置が不要になるというところで、まずは財政的な、また人員的な効率化が図れるものというふうに考えております。

また、福祉保健センター、もともとの設置の目的、先ほど課長のほうも申しましたけども、市民の方の健康福祉に寄与するものであります。その基本姿勢は大きく変わるものではございません。それにのっかって、今後、指定管理者の選定に当たって、効果的な利用のほう、協議をさせていただきたいというふうに考えております。今時点で、どういった使い方をやっていくというところまで、業者というか、指定管理者も決まっていない段階で、そこまでの議論はまだしていません。

○鈴木委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 ですから、今後、使い方としたら、いろんな質を上げていくという面と、利用者数を

増やすとかいう、そういう面も当然必要だと思うんですけども、そういった理解でよろしいですね。了解です。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

私のほうからちょっと確認させてください。ここの福祉保健センターが、要は、市としてはワンストップサービス、いろいろな部署へ、分散していた部署へ行かなくていいようにということで、あそこへ集約された、1つ、目的もあったと思うんですけど、例えば社会福祉係が撤退するとか、そういう市の職員、係が撤退するというので、また今のワンストップサービスが少し薄くなるのではないかという懸念が感じられますけど、そういったところはどうかお考えでしょうか。

影山社会福祉課長。

○影山社会福祉課長 委員おっしゃれますように、平成27年度から福祉保健センターに総合相談係を設けまして、市の職員を配置しまして、総合相談の窓口として当たってまいりました。令和2年4月の機構改革の際に、福祉総合相談係が廃止になり、現在は社会福祉係のほうに統合しております。今現在は、再任用職員1名で施設の利用受付、あるいは相談の受付、関係機関へのつなぎ、そういった業務を主に行っております。施設の維持管理も含めてやっております。今現在の体制は、おっしゃられたようなワンストップサービス、そういった機能は持ち合わせておりませんので、今現在の体制でいきますと、必ずしも市直営である必要はなく、指定管理者にしたほうがより地域福祉の拠点になるのではないかというふうに考えております。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

増田委員。

○増田委員 指定管理に変更するための条例改正とのことですが、指定管理という文言が条文の中にも、改正の中にも入っていませんし、そもそも指定管理にするに当たって、なぜこの条例を改正しないといけないかというのがちょっとないような気がするんですが、その点、いかがでしょうか。

○鈴木委員長 影山社会福祉課長。

○影山社会福祉課長 現在の設置及び管理条例の第2条に福祉保健センターの名称が6つ併記されております。そのうち、三次市福祉保健センターと作木福祉保健センター、これにつきましては市の直営で運営しております。これを指定管理にする際には、第4条の指定管理者による管理という、そこに個別名称を加える必要があります。ですので、残りの4施設は、この第4条の指定管理者による管理のところに個別名称が掲げられておりますが、今回、そこに三次市福祉保健センターを追加しようというものでございます。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

黒木副委員長。

○黒木副委員長 先ほどの説明の中で、メリットを2点言われましたが、10月下旬に選考委員会において選定と、業者の選定ですが、その選定業者はちゃんとしたそういう福祉を安全にできるプロというか、そういうノウハウをしっかりと持った業者がされるのか、ただ経費削減のために、要は、指定管理に下ろされるのか、その点を1点お聞きしたいと思います。

○鈴木委員長 牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 最初の説明で申し上げましたが、地域福祉の拠点となり得るための管理者指定ということでございます。先ほど言いました直営のデメリットのほう、そのみの対応のための指定管理への方針ではございません。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

○黒木副委員長 ですから、ちゃんとした業者を選定されると理解していい、そういうプロ、しっかりとした経営感覚もあり、そういういろんな福祉の関係を網羅されている、そういう業者を選定されると理解していいんですか。

○鈴木委員長 牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 地域福祉のほうの取組ができる指定管理者のほうを選定してまいりたいと考えております。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

徳岡委員。

○徳岡委員 今回、指定管理される業者の方に、三次市の高齢者保健福祉計画だったり、先ほどおっしゃられたように、全ての市民がこの施設を心豊かに利用するというのであれば、子育ての計画だったり、三次市にある基本計画をしっかりと指定業者が理解した上で選定に当たっていらっしゃるかどうかお伺いします。

○鈴木委員長 影山社会福祉課長。

○影山社会福祉課長 指定管理者の選定につきましては、これからになります。ただ、その選定をしていただく過程におきまして、今、委員おっしゃられますように、市の様々な福祉、あるいは子育ての計画、そういった面に通常の業務から関わっていらっしゃる団体さんといいますか、関係機関のもとで指定管理を行っていただけるように考えております。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ないようでしたら、以上で議案第101号の審査を終わります。

福祉保健部の皆さん、ありがとうございました。

説明員が入れ替わります。

(執行部入替え)

○鈴木委員長 それでは、次に、議案第126号、動産の買入れの契約についてを審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。

なお、中継の都合上、説明及び答弁は着座のままお願いします。

甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 おはようございます。それでは、議案第126号、動産の買入れの契約について御説明を申し上げます。

本案は、三次市版学校ICT活用事業の一部である、1人1台の学習用タブレット端末の買入れにつきまして、12社による指名競争入札を実施しましたところ、11社から辞退届が提出されたた

め、入札が成立しませんでした。しかし、来年度4月当初からICTを活用した学習を本格運用するためには、令和3年3月までに児童・生徒及び教職員に操作研修を実施する必要がありますので、納期の変更はできないというふうに考えております。

そこで、12社のうち、辞退届を提出しなかった富士ゼロックス株式会社と2億3,042万8,000円で仮契約を締結したところであります。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により市議会の議決をお願いしようとするものであります。よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 では、質疑をお願いします。

増田委員。

○増田委員 タブレットはiPadとのことですが、具体的な機種、モデル等、分かれば、どういうモデルなのかお伺いしたいと思います。

それと併せまして、iPad一式とのことですが、一式とは、保護ケースもセットでということをお伺いしております。保護ケースのほうの納品は結構遅れるということなのですが、ケースなしで使用した場合、学校内で使用したとしても、机から落としたりして破損する可能性もあると思いますが、その場合、ケース納品前で通常使っていて破損した場合、これは、業者のほうに責任があるのか、市のほうに責任等があるのか、それについてお伺いします。

○鈴木委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 附属品等は、保護ケースとタッチペンと保護フィルムでございます。これについては、3月26日までに納品をしてもらうように契約をさせていただこうというふうに思っております。入札が成立しなかったというのは、本体のほうの納品が難しいというような理由です。

それから、壊れた場合は、通常使用の場合で壊れる場合と、故意ということも、あつてはいけないのですが、あろうかと思えますけれども、それは、予備費用を用意する予定でおりますので、壊れた場合は、最初のうちは予備費で対応するように考えております。いずれにしても、これも保護者に負担がないようにというふうには考えております。

○鈴木委員長 東山情報政策課長。

○東山情報政策課長 iPadのモデルなんですけれども、世代でいうと現行モデル、第7世代ということになるんですけれども、画面のサイズが委員さんお使いのものより一回り小さくて、10.2インチのものになります。保護ケースは、つけるように仕様になっているんですけれども、事前ヒアリングで本体よりは、全国的に調達が多い中で、時間がかかるという情報を伺っておりますので、その中で、後でも構わないということにはさせていただいております。

○鈴木委員長 増田委員。

○増田委員 保護ケースなしで使用した場合で壊れた場合は、業者の責任になるということはないんですか。保護ケースをつけられないために軽微なことで破損したので、業者の責任によって修理するということもあり得るんですか。

○鈴木委員長 東山情報政策課長。

○東山情報政策課長　こちら、ケースのほうの納品が後になるということは仕様で認めておりますので、その使用中に破損した場合、修繕で対応せざると得ないと考えております。その件につきまして、議会のほうで説明させていただいて、そんなに外部のほうに持ち出してということはないこととありますけれども、使用する上で注意喚起をしてお願いしたいというふうに考えております。

それと、自然故障の場合はもちろん保証の対象内ですので、稼働までに発見された、あるいは、納品されて1年以内でありましたら申し出て、対応いただくものでございます。

以上です。

○鈴木委員長　弓掛委員。

○弓掛委員　12社のうち11社が辞退ということでお聞きして、最初、どうかなと思ったんですけど、事情は一応いろいろ聞かせていただいておりますけれども、それにしても、12社あって11社も物がないというのはちょっと考えにくいんで、例えば同じような案件だったら、よその地区とか、案件があった場合に、富士ゼロックスは下りてから、よそが取ったとかみたいな、仮にですよ、ないとは思いますが、そういうちょっと疑念を、どうも12社で11社下りたというのは、思ってしまうんですよ。その辺の、例えば11社の業者の方に、本当に物がないかとかお確かめになったかというのをお聞きしたいのと、それから、入札率をここで教えていただければ。

○鈴木委員長　甲斐教育次長。

○甲斐教育次長　辞退をされた理由について伺っておるんですけども、納期が間に合わないという回答をした業者が4社、それから作業員の確保が困難、保護フィルムを貼ったりするような作業もありますので、そういった作業員の確保が困難と回答した業者が3社、仕様の一部を満たせないという回答をした業者が2社、その他、自社の都合であるとかいったものが2社ありまして、物が調達できないということも業者によってはありますけれども、業者によっては、物は調達できるんですけども作業員の確保ができない、全国的にタブレットの端末を調達されておるので、そういった事情もあるのかなというふうには推測をしておるところでございます。

入札率は99.14%でございます。

○鈴木委員長　東山情報政策課長。

○東山情報政策課長　仕様を作成する段階で、何社かに納期について確認を取っております。営業行為を頂いた業者さんも当然この中に入っているんですけども、営業に来られた業者も辞退されたところがあるというところで、残念ではあるんですけども、想定では、やはり全国的に調達が多い中で、技術者の配分等で、社内的な業務を調整されているところがあるのかなというふうに考えております。

先ほど申しましたケース等も、幾つか難しいというところもヒアリングで確認したところですが、なかなか仕様作成が難しいところではあるんですが、ヒアリングを行って、納期等を確認させていただいております。

以上です。

○鈴木委員長　弓掛委員。

○弓掛委員　何遍も言いますが、12社のうち11社下りた、入札率99%、普通に見たら、どうかな

と思うので、そこらの理由は今お聞きしたんで、しっかりと今後いろいろ聞かれるとは思いますが、今後もしっかりと調査というか、多額の税金なので、少しでも安いほうがいいので、今後ともぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

新田委員。

○新田委員 先日の全体会の中でも若干の質問が相次ぎましたけども、これを使うための指導体制、研修体制を1月から3月の間に整えて、4月、本格実施をめざすというふうにお答えがあったと思います。市は、当初は、指定校4校でのICT教育推進の計画を立てられた中で、今のような状況で全体、全児童へという、大いに評価すべき点だと思うんですが、4月の段階は特にICT支援員というのをつけられていると、改めてICT支援員の役割というか、今後、全校へ配置される、1月から3月の指導体制、研修体制等が進んでいく中でのICT支援員の役割をお聞きしたいんですが、ちょっとその前に、ICT支援員さんはどのような資格というか、どのように思っておられるかということも含めて、ちょっと御説明をお願いします。

○鈴木委員長 赤木事務局付課長。

○赤木教育委員会事務局付課長 ICT支援員についての御質問でございますけども、ICT支援員、本市におきましては、業者のほうへ委託をして、本年度2名が学校のほうで指導をいただいております。これは、業者のほうへ頼んでおりますので、業者のほうでICT支援員の資格を持った者が学校のほうへ今、支援に回っているところでございます。

本年度でございますけども、先ほど委員が言われましたように、年度当初はモデル校で4校を指定して、研修のほうを行っていくという予定でございました。これにつきましては、年度当初からモデル校4校を指定して、支援員のほう、研修のほうを進めてきております。ただ、ICT支援員ですけども、モデル校の学校では週に1回、これは三和小・中でございますけども、週に1回学校のほうへ支援に入っております。もう一つのモデル校の三良坂小・中学校におきましては、これは県の指定も受けておりますので、県のほうから支援員が週に1回支援に入っている状況でございます。そのほかの学校におきましては、支援員が最低でも3回以上、年間3回以上学校を回るように、今、計画を立てて、行っているところでございます。

研修につきましては、1月からは子供たち全員、1人1台タブレットを持たせて授業を行えるようには研修も進めていきますが、それまでにやはり、今現在も研修をしております、2学期には各学校の情報化担当の教員を集めた研修を2回、1月と2月にも2回、1回ずつ行って、今年度中にとあと4回研修を行う予定にしております。また、今、学校のほうには「G Suite」といって、統合型のソフトを導入しております。それも活用できるように、学校のほうへ指導というか、研修に回っている状況でございます。年間を通して教職員の支援のほうを行っている状況でございますけども、前も言いましたように、1月からは、今度は全員がタブレットを持った中での授業ができるよということ、研修を進めていきたいというふうに、しっかりとサポートしていきながら、活用できるようにしていきたいと考えております。

○鈴木委員長 新田委員。

○新田委員 ICT支援という資格があるということですかね。心配というか、思うのは、これを1つのツールとして授業を組み立てていく、教育的にどう使うかということについての資格なのかどうなのかというのを思うのが1つ。裏返せば、これの使い方、技術的指導と、使って、組み立てる教育の中身というのはちょっと違うものじゃないかなという思いがありますので、その点がどうかというのをもう一点聞かせていただきたいのと、もう一点は、現在、学校で子供たちが使っていく、ただ、言われているのは、いわゆるコロナ禍が厳しくなって、学校を閉じねばならんときにはリモート授業とか、それを使ってというのもカバーする方向は見据えられていると思うんですけども、その意味で、各家庭の調査をされましたよね、インターネット環境がどうか。そして、通信機器への補助を市としての予算を組まれていらっしゃるんですけども、現状、どれぐらいそれが必要な数字があって、これ、申請ですよ。どれぐらい申請があって、各家庭のそういった整備がこれぐらい進んでいるというのが分かれば、教えてください。

○鈴木委員長 新田委員、利用に関することでしたら、後ほど、午後からの所管事務調査でお願いしたいと思います。あくまでも、今日の動産の買入れについての議案に対する質問でお願いしたいと思います。

○新田委員 では、2問目は省いて、研修体制の中身も含めてで結構でございます。

○鈴木委員長 赤木事務局付課長。

○赤木教育委員会事務局付課長 ICT支援員でございますけれども、今、学校におきまして、ICT機器を使った授業を構築できるようなシステムの構築の部分と、それを使った学習内容、どのような学習が組めるかということ、両面から支援をしております。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにありますか。

藤井委員。

○藤井委員 国のGIGAスクール構想の2分の1補助とか、そういった文言があると思うんですけど、この2億3,000万強の財源といたしますか、それから補助でありますとか、そういったものの内容を教えてください。

○鈴木委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 国庫補助が、1人1台4万5,000円を上限とするということがありまして、2億3,000万円のうち約半分ぐらいは国の補助金、残りを一般財源というふうに考えております。

○鈴木委員長 藤井委員。

○藤井委員 ということは、今後、例えば通信設備を充実させようとしたときには、それは適用されなくなってしまいますかね。この物品購入以外にそういう環境整備、そういったものも含めて1人頭4万5,000円ということだから、ここで4万5,000円全部行ってしまうということですか。

○鈴木委員長 赤木事務局付課長。

○赤木教育委員会事務局付課長 国からの4万5,000円につきましては、タブレット端末に対しての国の補助でございますので、そのほかのものでは受けていないというふうに聞いております。

○鈴木委員長 ほかにありますか。

徳岡委員。

○徳岡委員 何点か教えていただきたいんですけども、今回、タブレットの購入という、本体とタッチペン、保護フィルム、保護ケースということだったんですけども、セキュリティー対策に関してはこの中には入っていないという、設定費用などの中に入っていないということによろしかったですでしょうか。

また、通信ネットワークは何をお考えであるか教えてください。

あと、恐らく特別教室や支援学級などでも活用をお考えだと思いますけれども、かなりこういうITを使った活用が有効だということもあります。学習支援のツールだったり、ソフトだったり、そういうものはどういったものをお考えか、また、それに対して、これからまた予算などがかかってくるのか、教えていただけたらと思います。

○鈴木委員長 東山情報政策課長。

○東山情報政策課長 セキュリティーのほう、インターネットのほうのフィルタリングは本仕様書の要件の中に入っております。ソフト面は、ソフトの種類は指定しておりませんが、この調達案件の中に含めております。

通信環境ですけれども、今回調達するiPadは、LTEのないWi-Fiモデルとなっております。教室のほうにもWi-Fi環境を、既にあるんですけども、今後増強して、各教室でさらに快適に使えるように、今後整備を行っていく予定でございます。先ほどの藤井委員と少し重なるところがあるんですけど、今回、あくまで端末の調達ということでして、今後、体育館のWi-Fi整備ですとか、その他の特別学級のWi-Fi整備、あと、通信速度の向上の工事はまた別に取り組む予定でございます。

ソフトウェアのほうなんですけれども、具体的なソフトを私のほうから調べていただきます。今回、iPadを選択させていただいた理由で、通信環境がなくても、ある程度アプリで操作ができるというところがございます。御家庭のほうに持ち帰られたときに、インターネット環境がないところで切れたりということもあろうかと思っておりますけれども、そうした中でもやはりアプリを単独で動かして、学習なりがしていけるというところが機種選考の中での1つとなっております。ソフトウェアの考え方については、教育委員会のほうに替わらせていただきます。

○鈴木委員長 赤木事務局付課長。

○赤木教育委員会事務局付課長 委員が言われますように、特別支援学級での支援等、ICTを活用したものにつきましては大変有効であるというふうに言われております。これにつきましては、学習支援ツールにつきましては、今、全児童、全生徒を対象に、タブレットでAIを活用したドリルができるようなタブレットのドリルは導入をしております。さらに、先ほど東山課長も申しましたように、アプリを単独に入れることも可能ですので、今、そういう支援でかなり有効なアプリを紹介されておりますので、子供の実態に応じて、そのようなアプリも導入をすることを考えております。

以上です。

○鈴木委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 いろいろ対策を取ってくださっているということなんですけれども、障害を有する子供に対して、なかなかタブレットを使いにくいといった場合に、それなりの支援が必要になってくると思うんですけれども、その辺りも併せて伺います。

○鈴木委員長 赤木事務局付課長。

○赤木教育委員会事務局付課長 今の御質問でございますけども、やはり言われますとおり、一人一人実態のほうも違ってきますので、それぞれの子供の実態に応じて、しっかりとした対策を取っていきたいというふうに考えております。

○鈴木委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 今回の動産の買入れの中には、そういったものは含まれていないということによろしいでしょうか。

○鈴木委員長 赤木事務局付課長。

○赤木教育委員会事務局付課長 今回の議案には、それは含まれておりません。

○鈴木委員長 ほかにありますでしょうか。午後から所管事務調査をまたさせていただきますので、あくまでも動産の買入れの契約についての質疑とさせていただきます。お願いします。

黒木副委員長。

○黒木副委員長 12社が選定されたということで、これ、1社はもう書いてありますけど、11社、一覧表にして、会社名とあれを一覧表にして、また配付していただきたいと思います。要望です。

○鈴木委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 ただいまの要望については、この後、配付させていただきます。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

宍戸委員。

○宍戸委員 動産の購入2億3,042万8,000円、これは、1月から3月までの指導を含めての料金というふうに見させていただいてよろしいのか。アフターサービスですよね。業者の指導というのは、今後あった場合の費用というのは発生する可能性があるのかどうか。念のために聞かせていただくんですけども、先ほど、現在までのICTの研修、指導、ICT支援員等の話がありましたけども、1月からは業者が指導すると、今までは誰がICTの関係を指導してきたのか。聞きたいのは、業者が今まで入って、そういった類いの指導をされたことはないですよというところを確認させてください。

○鈴木委員長 赤木事務局付課長。

○赤木教育委員会事務局付課長 学校のICT教育に関わっての支援でございますけれども、ICT支援員のほう、この4月から入って支援をしております。タブレット端末等が入ったときには、業者のほうから使い方がありますとか、運用の仕方がありますとか、そういう研修を受けるようにはしております。

○鈴木委員長 追加があったときの対応はどのように話されたんですか。併せてお願いします。

東山情報政策課長。

○東山情報政策課長 今回の調達の中に、研修会の開催というのは仕様に入れております。管理者研修ということと、学校情報担当者向けの研修というのを仕様に入れておりますけれども、これ、一応この調達の中でのものでございます。納入後、その後のサポートとなると、やはり別の契約になろうかと思っておりますけれども、タブレットの運用サポートにつきましては、また教育委員会と協議しまして、こういった形がいいのかというところで検討していきたいと思っております。場合によっては、納入業者のサポートではなくて、運用事例等を扱える業者を紹介してもらって、そちらのほう、サポートいただくという場合もありますので、そこは今後検討させていただきます。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ないようでしたら、以上で議案第126号の審査を終わります。

教育委員会の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○鈴木委員長 採決に入る前に、新型コロナウイルス感染症予防対策のために、換気の時間を設けたいと思います。今から10分休憩させてください。11時半再開です。よろしくお願いいたします。

午前11時18分 休憩

午前11時30分 再開

○鈴木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先ほど委員のほうから請求がございました資料が教育委員会のほうから提出があり、皆様のお手元に配らせていただいておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、委員会審査報告書に沿って、議案ごとに討論、採決を行います。

これより議案99号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案99号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより議案100号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第100号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、これより議案101号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第101号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより議案第126号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第126号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で採決を終わりました。

それでは、次に、委員長報告ですが、今回の議案の報告に付すべき意見があればお願いいたします。

藤井委員。

○藤井委員 101号でございます。三次市福祉保健センターの名前に相違ないように、地域の福祉保健に貢献される指定管理者をしっかりと選んでくださいということを申し添えていただきたいと思います。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

増田委員。

○増田委員 99号についてですが、連携施設は不要との条例になっておりまして、実際、2か所確保できていない状況ですので、保育の支援等、有益な内容がありますので、連携施設の確保に努力していただきたいという意見を付していただきたいと思います。

○鈴木委員長 ほかに御意見がありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 それでは、委員長報告の案文作成につきましては、正副委員長に御一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 では、そのようにさせていただき、後日、タブレットに入れさせていただきますので、よろしく願います。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和2年9月11日

教育民生常任委員会

委員長 鈴木 深由希